

業 務 委 託 標 準 仕 様 書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は、下記のとおりとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 契約図書
- (3) 特記仕様書
- (4) 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2

- (1) 本委託の業務は、「三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）」を準用する。
- (2) 他の業務と関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務施行者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- (3) この契約による業務を行うにあたり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の【個人情報取扱注意事項】を遵守すること。また、【個人情報取扱注意事項】に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）に別記で記載された【個人情報の取扱いに関する特記事項】によるものとする。
- (4) 三重県業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3

- (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- 1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
- 2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- 3) 1)、2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

(障害者差別解消に関する事項)

第4

(1) 対応要領に沿った対応

この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うにあたっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(3) 対応指針に沿った対応

上記に定めるもののほか、受託者は、業務にあたり、業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

漏水調査及び IoT 漏水監視業務委託特記仕様書

1 総則

1. 仕様書の適用

本委託業務（以下「本業務」という。）は、本仕様書に従い実施しなければならない。ただし、記載にない事項は、監督職員と協議の上、決定する。

2. 業務の目的

本業務は、漏水の早期発見、及び有効率の向上を図るため、四日市市上下水道局（以下「委託者」という。）の指定する、給水管を含む水管の漏水調査を業務委託するものである。

3. 調査対象区域

委託者が指定する工区の漏水調査を3年間で行い、別添図面に示した地域を年度別調査範囲とする。

4. 業務の周知

受託者は、本業務に先立ち関係自治会及び地区市民センター等へ本業務の内容を説明し、関係する住民の協力が得られるよう努めなければならない。

5. 身分証明書の発行・使用・返却

本業務は、個人敷地内への立ち入り調査等が伴うため、委託者は受託者に対して身分証明書を発行する。

- 1) 受託者は、身分証明書の発行に必要な本業務に従事する者の名簿およびその者の写真を作成し、速やかに委託者に提出しなければならない。
- 2) 受託者は、委託者が発行した身分証明書は、本業務内においては常に携帯し、本業務の目的だけに使用するほか、紛失のないよう注意し、他に譲渡してはならない。
- 3) 受託者は、本業務の完了後、速やかに身分証明書を委託者に返却しなければならない。

6. 管理技術者・照査技術者の配置

受託者は、管理技術者として水管路施設管理技士2級以上の資格を有する技術者を配置し、本業務を実施しなければならない。

7. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって委託者の契約約款に定めるものほか、下記の書類を提出しなければならない。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者通知書 ④業務計画書 ⑤完了届
- ⑥成果品 ⑦業務委託料請求書 ⑧打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

8. 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

9. 本業務の完了・支払い

本仕様書に指定された提出図書及び漏水調査報告書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって本業務の完了とする。

受託者は、年度毎の成果品の検収後に、委託者に委託料の請求をするものとする。

委託料の支払い方法は部分払い2回以内及び完了払いとする。

令和7年度は、部分払い・完了払いの支払いを行わないものとする。

10. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

2 業務内容

1. 漏水調査

1) 作業計画

受託者は、業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書内に変更が生じた場合は、監督職員に報告し、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

また、調査工区内、隣接地区等の地元自治会・戸別調査全家屋・地区市民センター等への広報を策定する。広報紙（回覧物を含む。）の作成・配布は監督職員の指示に従い行うこと。

2) 現場下見調査

調査工区の図面等と現地との照合調査を行う。必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の確認を行う。また、交通状況、調査障害となる騒音施設、他の埋設物や路面状況等を事前に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握する。

3) 管路選別調査

使用する機器は、リークゾーンテスタとする。機器使用にあたっては監督職員の承認を得てから調査を開始すること。調査は夜間行うものとし、同時に水圧の測定を行うこと。

4) 戸別音聴調査

各戸のメータ止水栓と公道上第1止水栓に対して音聴棒で聴音し、漏水疑似音を発見する。本調査では地表に出現している漏水又は漏水箇所の特定が見込まれるもののみを報告対象とし、それ以外は確認調査にて行うものとする。

5) 弁栓音聴調査

水道管付属設備の仕切弁・消火栓等を対象とし、音聴棒等を用いて調査する。また調査時に操作が困難と思われる仕切弁・消火栓・鉄蓋等の水道管等付属設備を発見した場合は、監督職員に状況を報告し、その指示に従うこと。

6) 路面音聴調査

水道管上の路面において漏水探知機を用いて調査を行う。調査は、騒音等が減少する夜間に実施するものとする。

7) クラウド型 IoT 遠隔漏水監視システム

委託者が指示する国道、鉄道軌道等を横断する市内10箇所の重要管路にセンサーを20基設置し、設置した弁室内から直接無線通信により測定データをクラウド上に送信させる。検知結果より異常が確認された際は、速やかに監督職員に報告するとともに、異常原因の把握に努め漏水箇所の特定を迅速に行わなければならない。

また、現場により正確な検知結果が得られない等の場合は、監督職員と協議の上、監督職員の指示する箇所に変更する。

加えて、受託者ならびに使用する機器は、次の事項を遵守しなければならない。

①センサーの設置及び撤去作業は受託者の負担で行うこと。

②センサー設置に必要なケーブル等の付属品は弁室内に収納すること。

③センサーは金属管路に対して100メートル内の異常を検知する能力を有し、充電不要で一年以上連続稼働できること。センサーは年度ごとに交換し、遠隔漏水監視が途絶えないようにすること。

④センサーから通信伝送される測定データを、毎日記録しクラウドサーバへ蓄積管理すること。

- ⑤センサーの位置情報や最新及び過去の検知結果が監視システムによりPC等で確認できること。
- ⑥センサーの不具合により測定データの収集が不能となった場合は、監督職員に通知し迅速に復旧すること。
- ⑦委託者からの申し出があった際には、適宜測定データの提供を行うこと。

8) 確認調査

管路選別・戸別・弁栓・路面音聴調査、クラウド型IoT遠隔漏水監視システムによって得られた異常箇所に対して、埋設物（電気・ガス・N T T等）の調査及び確認を行った後、そのつど迅速に相関式漏水探知機・簡易ボーリングで漏水箇所を特定する。認定道路で漏水箇所を特定した場合は、白スプレーによりマーキングすること。ただし、私有地にはマーキングを行わないこと。

簡易ボーリング調査を行う場合は事前に監督職員に報告し、日時を確定してから地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意し行う。また、ボーリング調査後は隙間なく塞ぐこと。

なお、監督職員が指示する箇所は漏水修繕完了後に再度確認調査を行うものとする。

9) 漏水箇所の報告、調査日報等の提出

受託者は、漏水調査によって特定された漏水箇所については、打合せ時において監督職員が指示した日時に指定の漏水調査報告書としてまとめ、監督職員に提出しなければならない。ただし、漏水量が著しく多量の場合は、至急監督職員に報告するものとする。また、漏水の発見有無に関わらず、日ごとの調査進捗状況、調査予定工区等を調査日報等によって監督職員に提出すること。

なお、漏水箇所の報告は調査工区ごとに整理しておくこと。

2. 緊急調査対応

委託期間内における緊急突発漏水調査については、常時連絡が取れる体制を整え、受託者の指示に速やかに対応すること。

3. 埋没水道施設の調査及び施設平面図の修正

受託者は、施設平面図に記載の水道施設（仕切弁、バルブ、量水器等）が舗装、土等に埋まり現地に存在しない場合や施設平面図と符合しない場合は、監督職員に報告しなければならない。埋没及び不明調査には金属探知機等を使用し設置位置を特定すること。受託者は、埋没水道施設等が確認されたならば監督職員の指示に従い施設平面図に位置（場合によってはオフセット測量する。）を記入しなければならない。

4. 年度ごとの漏水調査の報告書作成

受託者は、各年度の漏水調査が終了したら、直ちに各種調査の検証後、資料をまとめ、報告書にして監督職員に提出しなければならない。

漏水調査の最終年度の報告書は、期間全体の成果の総括と各年度の比較を含めること。

3 成果品

1. 漏水調査の報告書の提出

報告書には下記の内容を網羅していなければならない。

- ・漏水調査報告書
- ・測定データ（音圧、水圧等）
- ・工区別漏水量の集計
- ・漏水状況の分析
- ・各種分類（水道施設・漏水原因・管種・口径・布設年度・調査方法）の比較データ
- ・その他監督職員が指示する内容

2. 成果品の提出

- | | |
|---|----|
| ・漏水調査報告書【現場写真含む】 | 1部 |
| ・漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】 | 1部 |
| ・管路選別調査結果図：設置箇所及び選別管路 | 1部 |
| ・管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図 | 1部 |
| ・遠隔漏水監視システム関連：センサー設置状況写真及び全監視データ、
漏水調査の結果データ | 1式 |
| ・施設調査結果図：施設平面変更図 | 2部 |
| ・成果に関する電子データ（PDF 及び編集が可能なもの） | 1式 |
| ・その他監督職員が指示するもの | |

明示項目		明示事項（条件及び内容）																				
ア	設計積算条件	<p><input checked="" type="checkbox"/> 積算条件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編） 平成30年12月</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年4月1日制定（令和7年11月1日一部改訂）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 見積り ）</p>																				
イ	適用基準等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【令和3年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年11月1日）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>																				
ウ	業務計画等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督職員に提出する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>																				
エ	成果の提出	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、</p> <table> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 漏水調査報告書【現場写真含む】</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：設置個所及び選別管路</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 遠隔漏水監視システム関連：センサー設置状況 全監視データ、漏水調査の結果データ</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 施設調査結果図：施設平面変更図</td> <td>2 式</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 成果に関する電子データ</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他監督職員が指示する成果に係ること</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶データで提出すること。ただし基本はCSV形式とし仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和7年7月改定】相当によるものとし、Excel、Wordで読み取り加工できるものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他（ ）</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 漏水調査報告書【現場写真含む】	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：設置個所及び選別管路	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 遠隔漏水監視システム関連：センサー設置状況 全監視データ、漏水調査の結果データ	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 施設調査結果図：施設平面変更図	2 式	<input checked="" type="checkbox"/> 成果に関する電子データ	1 式	<input checked="" type="checkbox"/> その他監督職員が指示する成果に係ること		<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶データで提出すること。ただし基本はCSV形式とし仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和7年7月改定】相当によるものとし、Excel、Wordで読み取り加工できるものとする。		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input checked="" type="checkbox"/> 漏水調査報告書【現場写真含む】	1 部																					
<input checked="" type="checkbox"/> 漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】	1 部																					
<input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：設置個所及び選別管路	1 部																					
<input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図	1 部																					
<input checked="" type="checkbox"/> 遠隔漏水監視システム関連：センサー設置状況 全監視データ、漏水調査の結果データ	1 部																					
<input checked="" type="checkbox"/> 施設調査結果図：施設平面変更図	2 式																					
<input checked="" type="checkbox"/> 成果に関する電子データ	1 式																					
<input checked="" type="checkbox"/> その他監督職員が指示する成果に係ること																						
<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶データで提出すること。ただし基本はCSV形式とし仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和7年7月改定】相当によるものとし、Excel、Wordで読み取り加工できるものとする。																						
<input type="checkbox"/> その他（ ）																						
オ	工程関係	<p><input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ）</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>																				
カ	資料の貸与	<p><input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。 (）</p>																				
キ	業務条件	<p><input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は以下のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 大市街地 <input type="checkbox"/> 市街地(甲) <input type="checkbox"/> 市街地(乙) <input checked="" type="checkbox"/> 都市近郊 <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 安全費あり (<input type="checkbox"/> 4.0% <input type="checkbox"/> 3.5% <input checked="" type="checkbox"/> 3.0% <input type="checkbox"/> 2.5%)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全費なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成果品作成費あり <input type="checkbox"/> 成果品作成費なし</p> <p><input type="checkbox"/> 現地踏査（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>																				
ク	その他	<p><input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 打合せ協議は、第1回、中間2回、最終打合せとする。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>																				

（注）

- 上記受託業務事項・条件および内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。